# (案)

# 第2次北九州市生物多様性戦略

(2015年度-2024年度)

概要版

平成28年1月北 九 州 市

## 本戦略の考え方及び構成

## 【戦略の基本的な考え方】 ~「北九州市らしい戦略」とする~

- 〇本市の自然環境の特徴や自然の利活用について具体的な事例を記載
- ○生物多様性の重要性と市民の暮らしとの関わりをわかりやすく記載

第1部 生物多様性を巡る現状

## 本市の生物多様性

「生態系の多様性」、「種の多様性」「遺伝子の多様性」

本市の生物多様性がもたらす様々 な恵み

「基盤サービス」、「供給サービス」、「文化的サービス」、

「調整サービス」

## 3 本市の生物多様性の4つの危機

「第1の危機」(開発など人間活動による危機)

「第2の危機」(自然に対する働きかけの縮小による危機)

「第3の危機」(人間により持ち込まれたものによる危機)

「第4の危機」(地球環境の変化による危機)

## 4 本市の生物多様性に関する取り組み

「国家戦略の変遷」、「本市での特色ある取り組みの事例」 (里地里山の持続的な利用、自然ネットの取り組み、響灘ビオトープ の開園と自然環境学習施設としての取り組み)

第2部 本戦略の基本理念と基本目標

#### 【基本目標】

1 自然とのふれあいを通 じた生物多様性の重要性

## 【基本理念】

# 都市と自然 との共生

~豊かな自然の恵 みを活用し 自然と 共生するまち~

の市民への浸透 2 地球規模の視野を持つ

- て行動できるような高い市 民環境力の醸成
- 3 自然環境の適切な保全 による、森・里・川・海など がもつ多様な機能の発揮
- 4 人と自然の関係を見直 し、自然から多くの恵みを 感受できる状態の維持
- 5 自然環境調査を通じて 情報を収集、整理、蓄積 し、保全対策などでの活用

第3部 戦略を推進するための本市の施策

●目標達成に向けた方向性を示し施策を記載(60 施策) 基本目標1に対する方向性

「自然環境にふれあう機会の創出」、「農林水産業の活性化と地産 地消を通じたふれあいの推進」、「里地里山の利用と活用」

## 基本目標2に対する方向性

「環境教育・学習の推進、普及啓発」、「自然環境に精通した人材の育成」

## 基本目標3に対する方向性

「生態系ネットワークの形成」、「地域固有の生態系の保全と利 用」、「希少種の保全及び外来種の対策」

#### 基本目標4に対する方向性

「自然と調和した都市基盤整備の促進」、「事業の実施に伴う環境 配慮」

### 基本目標5に対する方向性

「自然環境調査の実施とデータベースの構築」、「市民参加による 自然環境情報の収集」

●自然ネット参加団体の事例紹介(19 団体 22 事例)

第4部 戦略の推進に向けた数値目標

基本目標に対し、代表的な数値目標を設定

## 第5部 戦略推進のために

「自然ネットによる進行管理」、「主体(市民、NPO等、事業者、行政)ごとの役割」

【資料編】生物多様性に関する国内外の取り組み

# 第1部 生物多様性を巡る現状

## 1 本市の生物多様性

生物多様性とは、1992年(平成4年)に採択された生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)で、「すべての生物の間に違いがあること」と定義されています。生物の多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があります。

## (1) 生態系の多様性

「生態系の多様性」とは、森林、河川、海岸、干潟などそれぞれの地域で、いろいろなタイプの生態系が形成されていることを言います。

本市の例としては、平尾台のようなカルスト地形、皿倉山や風師山のような森林、紫川や槻田川などのような河川、曽根干潟や岩屋海岸のような海浜といった、様々な環境で生態系が形成されています。

## (2)種の多様性

「種の多様性」とは、様々な動物・植物などが生息・生育していることを言います。

#### (3)遺伝子の多様性

「遺伝子の多様性」とは、同じ種であっても、個体や個体群の間では異なる遺伝子を持っことによる違いがあることです。

例えば、ゲンジボタルは大きく東日本タイプと西日本タイプに分類されるといわれ、本市で見られるゲンジボタルの発光間隔は約2秒なのに対し、関東などで見られるゲンジボタルの発光間隔は約4秒です。これは、同じゲンジボタルでも遺伝子が異なるために見られる特徴であるといわれています。

## 2 本市の生物多様性がもたらす様々な恵み

人類の生活は食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得られる様々な恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。この「生態系サービス」はさらに「基盤サービス」、「供給サービス」、「文化的サービス」、「調整サービス」の4つに分類されます。

## (1) 基盤サービス

「基盤サービス」とは、例えば生物が生きるうえで必要不可欠な酸素が樹木の光合成により生成されることや、動植物の死骸をバクテリアが分解し豊かな土壌が形成され食物連鎖を支えていることなど、生態系から人間を含むすべての生命の生存基盤である環境が提供されることをいいます。

基盤サービスを直接、人の目で見ることは難しいですが、本市では響灘ビオトープでパネルを使って基盤サービスを支えている食物連鎖の重要性をわかりやすく解説しています。

## (2)供給サービス

「供給サービス」とは、例えば野菜、魚、肉、木材といった生態系から直接的に得られる 恵みだけでなく、植物成分を原料に得られる医薬品などがあげられます。また、植物の種 が動物に付着する現象を模倣して作られたマジックテープや、騒音や空気抵抗の低減の ために、鳥のくちばしにヒントを得て設計された高速鉄道など、生態系にあるものから着想 を得たものも含め、人間の生活に重要な資源が提供されることをいいます。

本市では「合馬たけのこ」や、「豊前海一粒かき」などに代表される特色ある農林水産物をはじめ、地元産の原材料を使った手づくりジャムや米粉パンなどの加工品も供給サービスの一例です。

## (3) 文化的サービス

「文化的サービス」とは、例えば身近な自然にふれることによって心が癒されるだけでなく、 魚釣りや海水浴、登山や公園散策、紅葉狩りなど、生態系から得られる精神的な充足や、 豊かな感性や美意識の醸成、レクリエーションの機会が提供されることをいいます。

本市では、脇田海水浴場などでの海水浴や森林公園などでの紅葉狩りといった四季 折々の体験だけでなく、山田緑地や夜宮公園などの都市公園での公園散策を通じた自然 とのふれあいなど、年間を通じて様々な文化的サービスの提供を受けることができます。

## (4)調整サービス

「調整サービス」とは、例えば天然林や人工林の適切な保全によって、洪水や地すべりなどが防がれ、さらには水が浄化されるなど、生物多様性を尊重することにより、われわれの暮らしの安全性が提供されることをいいます。

本市では、枝打ち、間伐などの荒廃森林の再生や森林の適正な管理の取り組みが、森 林の持つ水源かん養機能や土砂災害の防止などの多面的機能の発揮につながっていま す。

これら生態系サービスは、この地球の環境とそれを支える生物多様性によってもたらされているのです。

## 3 本市の生物多様性の4つの危機

平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性の重要性が示される一方で、生物多様性の危機も示されています。危機の種類としては、以下の4つの危機が指摘されています。

## (1) 第1の危機(開発など人間活動による危機)

第1の危機は、開発や生物の捕獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響をいいます。例えば、沿岸部の埋立による開発や森林の伐採・他用途への転用は多くの生物にとって生息・生育環境の変化をもたらします。また、観賞用などによる動植物の捕獲は個体数の減少や生態系への影響をもたらします。

本市では、過去(1970年代から1990年代頃)、小倉南区や八幡西区の市街地部での緑被率\*の低下や農地の減少が見られましたが、2000年以降は、このような開発傾向には歯止めがかかってきています。

※緑被率:対象とする土地面積のうち、樹林地・草地・農地・公園などの緑で覆われた土地面積が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標のひとつで、都市計画などに用いられる。

## (2) 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響をいいます。里地里山を例にすると、そこには家畜の飼料とするための採草地や薪を取るための雑木林などの多様な生態系が広がっていました。これにより、人々が生活のために適度に自然に働きかけることで、多様な生物が維持されていました。しかし、過疎化や人々の都市型のライフスタイルへの変化により、これらの土地への管理に手が回らなくなり、採草地や雑木林が森林に遷移することで生態系の多様性が失われてしまいます。

本市においては、里山への人々の働きかけが減少することで、竹林が森林に侵入し、森林が荒廃するという問題が指摘されています。また、荒廃した里山や森林にはイノシンやサルが出没し、農林業等への被害が発生しているだけでなく、イノシシ及びサルとも餌を求めて住宅地などへ出没し、大きな問題となっています。さらに、新たな鳥獣として数年前からアライグマやシカの出没が確認されています。

#### (3) 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

第3の危機は、人間が近代的な生活を送るために、本来はそこにいなかった外来種(外来生物)や化学物質などを持ち込んだことによる危機をいいます。具体例として、外国原産の生物が観賞用などで持ち込まれ、それらが野外に放たれ定着することで、従来の生態系が失われてしまいます。また、ネオニコチノイド系農薬等に含まれる化学物質が生態系に影響を及ぼす可能性も指摘されています。

本市においては、外来種の中でも特定外来生物に指定された種が9種(ガビチョウ、ソウシチョウ、アライグマ、ウシガエル、オオクチバス、カダヤシ、ブルーギル、オオキンケイギク、

オオフサモ)生息していることが確認されています。また、カミツキガメやセアカゴケグモ、ツマアカスズメバチの目撃例も報告されています。

## (4) 第4の危機(地球環境の変化による危機)

第4の危機は、地球温暖化などによる地球環境の変化による生物多様性への危機をいいます。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次報告書によれば、今後の地球温暖化により多くの動植物の絶滅リスクが高まり、イネなど農作物の収量・品質が低下したり、漁業について漁場や漁期の変化に悪影響を与える生物の北上などが示唆されています。このほか、感染症の媒介生物の分布域拡大などにより、感染リスクが高まるとも考えられています。。

本市では、平成26年度に行った文献調査等の結果からは、陸域においては地球環境の変化による危機の影響は明確には見られませんでした。一方、本市環境科学研究所が洞海湾の調査を行ったところ、20年前(1990年代前半)と比べて平均海水温が約1℃上昇しており、これまで見られていなかった南方系のナルトビエイも目撃されるようになりました。近隣の海域では、ナルトビエイによる漁業被害も発生しており、生態系への影響が懸念されます。

また、気象庁が公開している福岡県(福岡市)の桜の開花日のデータ(1953 年から 2014年)の情報を解析したところ、1950 年代と比べて 2010 年代は平均した桜の開花日が8日も早くなるなど傾向が見られています。

さらに、本市では、現在策定中の「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」においても、平成27年に国が策定した「気候変動の影響への適応計画」の内容を踏まえ、将来的な地球温暖化による生物多様性への影響が検討されています。

# 4 本市での生物多様性に関する取り組み

平成4年(1992年)に採択された「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)に基づき、平成7年(1995年)にはわが国初となる「生物多様性国家戦略」が策定されました。平成20年(2008年)には地方自治体に生物多様性地域戦略の策定を努力義務として定めた「生物多様性基本法」が制定されました。国際連合が国際生物多様性年に定めた平成22年(2010年)には生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、生物多様性の世界目標となる愛知目標が採択されました。これを受けて、平成24年(2012年)には生物多様性国家戦略の4回目の改定となる「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、愛知目標達成へのロードマップなどが示されています。

本市では、生物多様性基本法制定前の平成17年に政令市初の自然環境保全基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定しました。生物多様性基本法の制定を受け、平成22年には新たに取り組む施策などを加え、北九州市自然環境保全基本計画を改訂する形で「北九州市生物多様性戦略」を策定し、本市の生物多様性に関する取り組みを進めてきました。

ここでは、代表的な取り組みを3件、紹介します。

## (1) 里地里山の持続的な利用~小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクト

本市には、数多くの農村地域(里地里山)があります。しかし、若者の流出や高齢化などにより、地域の活力が低下し、農地や山林が荒れ、「日本のふるさと」とも言える美しい農村 風景が失われようとしています。

一方で、都市で生活する住民のなかには、自然環境の中での生活やスローライフを希望するなど、心の豊かさを求める場所として、農山村地域を見直す動きもあります。

そこで、都市と農村の交流のなかから里地里山をはじめとした農山村地域の豊かな自然や文化の保全を目指すため、平成16年9月から小倉南区中谷地区で、地域住民と小倉南区役所が協働して、都市住民も交えたワークショップを開催しました。

ワークショップの開催を通じて、地域資源の発掘や再認識を行い、それらを活かした目指すべき暮らしのイメージを共有し、都市住民との関わりを含めた、中谷地区まちづくり構想を、平成 18 年春に策定しました。

この構想に基づき、地域住民と小倉南区役所・環境局が協働して以下のとりくみを行っています。

## 中谷地区まちづくり協議会の代表的な取り組み

## (1)特產品開発

中谷地区では自宅で漬物を漬けている家庭が多く、各家庭で工夫された漬物をまちおこしに役立てようと「漬物コンクール」を実施しています。

## (2) 中谷ウォーキング in みなみ

中谷地区を歩くことで、魅力を体験してもらうとともに都市住民との交流を図っています。

## (3) 荒廃竹林伐採~植林活動

荒廃した竹林を伐採し、保水力の高い広葉樹の苗木の植林活動を実施しています。

他にも、伐採した竹から竹炭を作製するための竹炭窯を設置し、竹炭による川の浄化活動に活用する「竹炭づくり」や、地域住民などが主体となった「紫川清掃活動」などを実施しています。

今後は、引き続き都市と農村の交流を図るため、エコツアー等で地区とのふれあいを進めるほか、過去のエコツアー参加者に対して、地区で行われるほかの事業の開催案内や情報提供を図るなどをして、多くの人の参加を促すよう努めていきます。

## (2) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)の取り組み

北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)は、平成 18 年5月に設立され、北 九州市自然環境保全基本計画や北九州市生物多様性戦略の進行管理を行っています。 現在、NPO・団体 35 団体、市民 151 名、学識経験者 12 名、事業者 13 社で構成されています(構成人数は平成 27 年4月時点)。

自然ネットでは、戦略の基本目標に対応した5つの活動内容のもとに、自然講演会や、 エコツアーなどを行ってきました。

戦略の改訂に伴い、自然ネットの今後と取組みについても見直しを行いました。今後はこれまでの活動内容を維持しつつ、「自然環境保全に精通した人材の育成」、「自然環境保全に係る取り組みへの提言」、「団体間の交流の深化とその活性化」にも積極的に取り組んでいきます。

## (3) 響灘ビオトープの開園と自然環境学習施設としての取り組み

響灘ビオトープのある響灘地区はもともとは海でした。昭和 55 年に廃棄物処分場として 埋め立てが始まり、昭和 61 年に埋め立てが完了しました。

埋め立ての完了後、時間の経過とともに、そのデコボコの地形に雨水がたまることで湿地や淡水池ができ、さらには種が運ばれて草地ができるなど、いろいろな自然環境が出現しました。そして、淡水池には鳥が運んだ卵がかえってメダカが誕生したり、れき地に卵を産み繁殖するコアジサシといった鳥たちが、草原には昆虫が見られるようになるなど、様々な動物や植物が生息する場所になりました。

そのため、埋立地の一角約 41ha をビオトープとして整備し、生態系の保全を図っていくこととしました。

平成 22 年度から響灘ビオトープの本格オープンに向けて、ネイチャーセンターや園路等の整備を開始しました。そして平成 24 年 10 月6日に響灘ビオトープが開園しました。

響灘ビオトープは日本最大級の広さのビオトープといわれています。それだけでなく、鳥類 237 種、植物 284 種、トンボ類 24 種類、水生昆虫約 60 種類など、多くの生き物たちが確認されています。日本における繁殖記録としては国内南限となるチュウヒや、ベッコウトンボなど希少な生物も含まれています。

こうした特徴を活かして、響灘ビオトープでは様々な環境学習プログラムを行っています。 『季節に応じた生き物たちの生き方』や『生き物のつながりである生態系』について、講義やフィールドで学び、体験することができます。なかでも幼稚園や保育園での遠足や小学校4年生の環境体験科の授業で活用されるなど幼児、児童への環境学習の場を提供しています。そのため、高齢者を含め多くの年代の人が自然と触れ合うために響灘ビオトープに来園されています。

さらに、自然環境学習施設として幅広い世代の方に活用していただくために、親子連れを対象にしたイベントの開催や、市民団体や企業と協働した生物調査等を実施するほか、スタッフのガイドの方法についても常に工夫を重ねています。

さらに、ボランティア12名(平成26年3月末現在)からなる「響灘ビオトープ愛好会」が運営や環境学習のサポートを行っています

このように響難ビオトープは、様々な人たちの協力を得ながら魅力あるプログラムを提供 し、生物多様性の重要性について広い視野を持って学ぶことが出来る自然環境学習拠点 としての運営を進めています。

# 第2部 本戦略の基本理念と基本目標

## 1 基本理念と基本目標設定の背景

本戦略の策定に伴い、「生物多様性を取り巻く現状」、「本市を取り巻く現状」、「北九州市生物多様性戦略(前戦略)の主な取り組み状況」の把握を行い、これらから導かれる課題を抽出しました。

これを踏まえ、本戦略で目指す目標を下にまとめます。

## 前戦略の現状把握・課題抽出

#### I 生物多様性を取り巻く現状

- ・ 平成22年にCOP10開催。世界の 目標となる愛知目標の提示

#### I から導かれる課題

- ・ 4つの危機に対する本市の現状の把握
- ・ 地球温暖化が生物多様性にもたらす影響の 検討
- ・ 生物多様生条約が規定する3つの多様性の 反映
- ・ 生物多様性を取り巻く国内外の現状(愛知 目標や生態系サービス等)の反映

#### Ⅱ本市を取り巻く現状の把握

・ 本市の自然環境の現状など文献調 査や専門家へヒアリング等を実施

#### ○概要

- ・環境アセス図書等約130 文献
- ・朝塚等へのヒアリング
- ・NPO、企業等へのアンケート

#### Ⅱから導かれる課題

- 人の自然への働きかけの減以によって生じる課題を明確こし、対策を提示
- ・ 農林水産業の生産活動を通じた自然環境の活用と共生
- ・ 市民への啓発や人材育成の充実
- 響難ビオトープの役割の位置づけ

#### Ⅲ前戦略の取り組み状況の把握

- 前郷8の目標に対する、取り組み 状況と課題を検討 (前郷8の5つの目標)
- 1 多様な自然環境の保全
- 2 市民が育む自然
- 3 身近に自然を感じる都市づくり
- 4 市民と自然のふれあいの促進
- 5 自然・生物に對する情報の整備

#### Ⅲから導かれる課題

- 自然環境の保全と、多様な機能の発揮
- ・ 人材育成を推進し、高い市民環境力の醸成
- ・ 自然から多くの恵みを感受できる都市づく
- ・ ふれあいを通じた生物多様生の重要性の浸透
- 自然環竟調査を通じた情報の収集と、調査 情報の活用

## 本戦略の骨子

## 【戦略の前提条件】

- 3つの多様性の重要性
- ・ 愛知目標、生物多様性国 家戦略の新たな視点の反 映(生態系サービスなど)
- 4つの危機における現状分析

#### 【地域の現状に立脚した構成】

- ・ 北九州市の自然環境の特徴や自然の利活用について具体的な事例を記載
- ・ 生物多様性の重要性と市民 の暮らしとの関係を記載

## 【本戦略が目指す目標】

- 自然環境の保全と、多様な 機能の発揮
- 人材育成を推進し、高い市 民環境力の職成
- 自然から多くの恵みを感受できる都市づくり
- ふれあいを通じた生物多様性の重要性の浸透
- ・ 自然環境調査を通じた情報の収集と、調査情報の活用

## 2 本戦略の基本理念

本市の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できる社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げて取り組みます。

## 都市と自然との共生

## ~豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち~

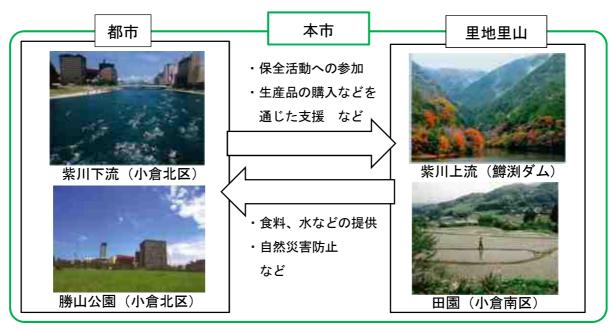
本市は工業都市、産業都市としての発展を遂げてきました。その中で昭和30年代に発生した公害問題に対しても、市民、企業、行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的に取り組むことで、昭和50年代には本市の環境が劇的に改善しました。

一方、本市には平尾台、曽根干潟といった固有の自然環境が数多くあります。加えて、 地理的には響灘や周防灘に囲まれており、市域面積の40%を森林が占めるなど今でも 様々な生態系が存在します。

そして、豊前海一粒かきや合馬たけのこに代表される多くの農林水産物が生産されそれを食べたり、日々の生活の充足のために、皿倉山での登山や山田緑地や夜宮公園での公園散策など、様々な形で自然の恵みを活用しながら生活してきました。

それだけでなく、本市において、都市域と里地里山などは生態系サービスの需給の観点でつながっています。例えば里地里山がある、紫川の上流での植樹活動は、上流域の自然環境が保全や災害防止に役立つだけではなく、都市がある下流域の水質の浄化にもつながり、さらには海には魚介類の成育に必要な栄養分を供給しています。このように生態系サービスでつながっている地域を自然共生圏といいます。

都市と自然が共存する本市全体が一つの自然共生圏であり、そのため、「都市と自然との共生」が求められます。この考え方を本市の生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用をしていく上で念頭に入れていくべきものとします。



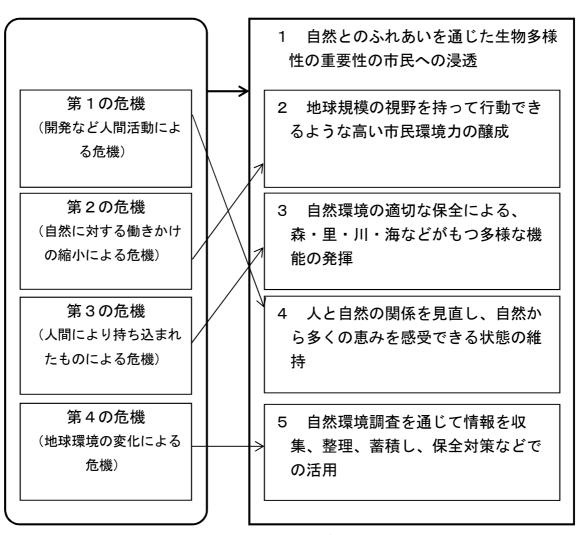
本市における自然共生圏のイメージ

## 3 本市の生物多様性の4つの危機をうけた対応

一方で、本市においても生物多様性の4つの危機が進行しつつあることがわかりました。そのため、戦略を推進する上でこれらの危機を意識する必要があります。

生物多様性の危機に対する取り組みを行うためには、まず、生物多様性が重要であることが多くの市民に浸透することが必要です。その上で、第1の危機(開発など人間活動による危機)に対しては、自然環境に十分配慮した開発の実施など、人と自然との関係を意識した取り組みが必要です。第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)に対しては、生物多様性を理解し、自然に対する行動につなげることができるような高い市民環境力の醸成が必要です。第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)に対しては、適切に自然環境を保全し、持ち込まれたものが生態系に与える影響を減らすように努めることが必要です。第4の危機(地球環境の変化による危機)に対しては、現時点では本市においては明確な危機は確認されませんでしたが、自然環境調査の情報収集・整理等を行い、対策に役立てていく必要があります。

これらを踏まえ、4つの危機に対して本戦略が目指す目標についてまとめたものが下の図になります。



4つの危機に対して本戦略が目指す目標

## 4 本戦略の基本目標

基本理念の実現を目指すにあたり、取り組みを着実に推進するため、本市の生物多様性の4つの危機をうけて導かれた目標を、戦略の基本目標として設定します。また、基本目標の達成のために取り組む施策の方向性を設定します。方向性については第3部に記載しています。

基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能

の発揮

基本目標4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維

持

基本目標5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの

活用

## 基本目標

1:自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

2:地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

基本理念 都市と自然との共生

〜豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち〜 3:自然環境の適切な保全による、森・里・ 川・海などがもつ多様な機能の発揮

4:人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維持

5:自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

# 5 愛知目標と本戦略の対応

本戦略の愛知目標で掲げられた20の目標の対応関係を下記に示します。

# 愛知目標戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物 多様性の損失の根本原因に対処する

	愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等		
目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
口保工	する	物多様性の市民への浸透		
	生物多様性戦略の価値が国と地方の計	第1部2 本市の生物多様性がもたらすさまざま		
目標2	画などに統合され、適切な場合には国家	な恵み		
	勘定、報告制度などに組み込まれる	資料編1 本戦略の基本的事項		
	生物多様性に有害な補助金等の奨励措	   第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ		
目標3	置が廃止・改革され、正の奨励措置が策	,,, ,, <u> </u>		
	定・適用される	る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮		
目標4	あらゆる関係者が持続可能な生産・消費	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
	のための計画を実施する	物多様性の市民への浸透		

# 愛知目標戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進 する

愛知目標		第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等		
	森林を含む自然生息地の損失が少なくと も半減、可能な場合にはゼロに近づき、 劣化・分断が顕著に減少する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
目標5		物多様性の市民への浸透		
日保日		第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ		
		る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮		
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
日保り		物多様性の市民への浸透		
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理さ	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
日保	れる	物多様性の市民への浸透		
	汚染が有害でない水準まで抑えられる	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
   目標8		物多様性の市民への浸透		
日保の		第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ		
		る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮		
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ		
日保り		る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮		
日梅 10	気候変動や海洋酸性化に影響を受ける	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ		
目標 10	脆弱な生態系への悪影響を最小化する	る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮		

#### 愛知目標戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様 性の状況を改善する 愛知目標 第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等 陸域の17%、海域の10%が保護地域等 第3部基本目標4 人と自然の関係を見直し、自 目標 11 然から多くの恵みを感受できる状態の維持 により保全される 既知の絶滅危惧種の絶滅・減少が防止さ 第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ 目標 12 れる る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持さ 第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生 目標 13 物多様性の市民への浸透 れ、損失が最小化される

愛知目標	愛知目標戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための				
	恩恵を強化する				
	愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等			
目標 14	自然の恵みが提供され、回復・保全され	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生			
口保 14	3	物多様性の市民への浸透			
	劣化した生態系の少なくとも 15%以上の 回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献 する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生			
目標 15		物多様性の市民への浸透			
日保 10		第3部基本目標3 自然環境の適切な保全によ			
		る、森・里・川・海などがもう多様な機能の発揮			
	遺伝資源の機会やその利用から生じる利				
目標 16	益に関する名古屋議定書が施行、運用さ	_			
	れる				

愛知目標戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する				
愛知目標		第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等		
目標 17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を			
日保工	策定し、実施する	_		
		第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生		
目標 18	伝統的知識が尊重され、反映される	物多様性の市民への浸透		
日保 10		第3部基本目標2 地球規模の視野を持って行		
		動できるような高い市民環境力の醸成		
		第3部基本目標2 地球規模の視野を持って行		
目標 19	生物多様性に関連する知識・科学技術が	動できるような高い市民環境力の醸成		
日保 19	向上し、共有される	第3部基本目標5 自然環境調査を通じて情報		
		を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用		
目標 20	戦略計画の効果的な実施のための資金	第5部 戦略の推進のために		
日 伝 20	資源が現在のレベルから顕著に増加する			

## 6 戦略期間および対象区域

## (1) 本戦略の戦略期間

本市の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できる社会を実現するには非常に長い期間と継続的な取り組みが必要です。一方、COP10の短期目標が2020年を目標年としていること、「生物多様性国家戦略2012-2020」においても社会情勢などの変化も踏まえた9年間の戦略としていることも踏まえ、本戦略の戦略期間を以下のとおり設定します。

# 戦略期間

2015年度(平成27年度)から2024年度(平成36年度)までの10年間

なお、戦略推進期間中における社会情勢などの変化により対応するため、必要に応じて 適宜、本戦略を見直すとこととします。

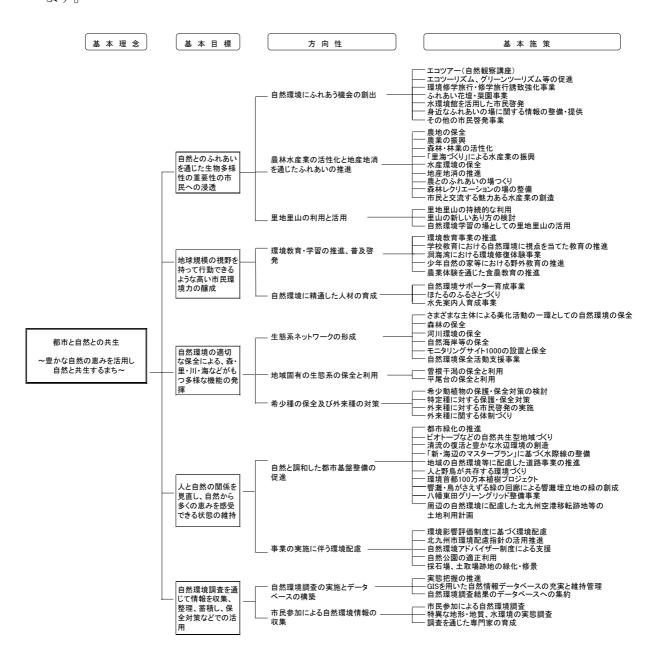
## (2) 本戦略の対象区域

本戦略における対象地域は北九州市全域を基本とします。

しかしながら、自然環境は山地や河川、海域など行政区域外と密接な関係性があります。 人、生き物、ものの移動などを介した生物多様性に配慮し、広域的な視野を持って取り組 みを推進します。

# 第3部 戦略を推進するための本市の施策

本戦略における基本理念、基本目標、方向性に基づく基本施策を以下のとおり実施します。



## 基本目標1

## 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

#### (考え方)

人間生活は、食料や水の供給や気候の安定等の生活基盤の提供など、「生態系サービス」という、生態系から得られる様々な恵みに支えられています。そして、生態系サービスは、この地球の環境とそれを支える生物多様性によってもたらされています。

そのため、生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用していくことが重要です。

本市では、エコツアーなど自然環境を体感し、理解を深めてもらう取り組みや、生態系サービスを活用している地域の農林水産業への理解を深め、地産地消を浸透させるための各種PRイベント等、様々な取り組みを推進しています。

さらに、市民、NPO などが主体となり、里地里山の保全・整備・活用を推進する取り組みが進められており、こうした活動を支援していきます。

今後も、自然とのふれあい通じて、生物多様性の重要性が市民に理解され浸透 するよう取り組みを進めていきます。

また、これらの生態系サービスの価値が見える形で理解の促進を図ることも検討していきます。

#### 方向性1:自然環境にふれあう機会の創出

#### 【主な施策】

#### ・エコツアー(自然環境講座)

市民が豊かな自然とふれあう機会を創出するため、エコツアー(自然環境講座)を開催しています。エコツアーをとおして、都市と自然との共生について考えるきっかけを提供します。

#### ふれあい花壇・菜園事業

未利用市有地を花壇・菜園として地域の自治組織等の団体に無償で貸し出し、花壇・菜園として活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがい・健康づくりや地域の多世代交流を図ります。

#### 身近なふれあいの場に関する情報の整備・提供

日常の生活の中でも訪れることができるような場の情報を収集し、目的別、地域別等系統的に分類し、地図情報も含めて、情報の整備・提供を行います。

### 方向性2:農林水産業の活性化と地産地消を通じたふれあいの推進

## 【主な施策】

#### ・地産地消の推進

地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取り組みは、地元産農林水産物の消費拡大や農林水産業に対する理解を深め、生産者と消費者との信頼関係構築を図るうえで重要な意義があります。

「海の幸・山の幸を愛する地産地消サポーター」制度の実施、朝市・直売所の支援、学校給食への市内産食材の利用促進等、地産地消の推進に取り組みます。

## 農とのふれあいの場つくり

本市には農協等が主体となって市民農園等(13 箇所)、観光農園(10 箇所)が 開設されています。

今後も消費者である市民が「食」の向こう側にある「農」を意識し農業に対する 理解を深めるためには、自ら農作業や収穫などを体験する機会を提供します。

## ・市民と交流する魅力ある水産業の創造

市民の海洋性レクリエーションに対するニーズに応えながら、魅力ある水産業を創造していくためには、都市と漁村とのふれあい・交流の場を提供し、市民に水産業のことを身近に感じてもらう必要があります。漁業と海洋レクリエーションを通じて、たくさんの市民に海や自然と親しんでいただく機会を提供します。

#### 方向性3:里地里山の利用と活用

### 【主な施策】

### ・里地里山の持続的な利用

小倉南区には数多くの農山村地域(里地里山)があります。都市と里地里山の 交流を促進することにより、今後も農山村地域の豊かな自然や文化を保全し、さ らに活力ある地域とするプロジェクトを展開していきます。

#### ・里山の新しいあり方の検討

現在、里山の管理が手薄になったことに加え、繁殖力の強い竹が放置されて 周囲に侵食することにより、多様な樹種で構成されていた森林が単調な生態系 である竹林に変わりつつあります。そのため、たけのこ生産竹林への再生、竹粉 砕機の無料貸し出しを通じて、竹林が適切に維持管理されるよう支援します。ま た、本市の特産品である「合馬たけのこ」などの林産物の生産活動を支援するこ とで里山の活用振興に努めています。

#### 基本目標2

地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

#### (考え方)

本市は昭和30年代に発生した公害問題に対して、市民、企業、行政などの関係者が一体となって克服した歴史があります。

現在問題となっている生物多様性の危機に対処するためには、市民が自然だけでなく、環境に対する広い視野を持って、行動することが期待されます。

本市には日本最大級の広さを有し、数多くの希少な生物が生息する響灘ビオトープ、本市の環境学習・活動・交流の総合拠点施設である環境ミュージアムなどの環境学習施設が充実しており、環境に対する幅広い知識を学ぶことが出来ます。これらの資源を活かしながら、多様な人々が、世界共通の課題である持続可能性の視点を持ちながら、身近な地域課題等に取組む「持続可能な開発のための教育」(ESD)活動の全市的な普及を目指した取り組みも進めています。

特に次世代を担う幼児期からの環境学習の機会を提供しています。

このような取り組みを通じて、広い視野を持って行動できるような高い市民環境 力が養われるように努めます。

## 方向性1:環境教育・学習の推進、普及啓発

#### 【主な施策】

#### ・環境教育事業の推進

環境ミュージアムを拠点として、恵まれた自然や充実した環境学習施設等を結びつけて、まち全体で楽しく学べる仕組み「北九州環境みらい学習システム"ドコエコ"」の推進に取組んでおり、本市の環境資源を活用した学びの支援を行います。

さらに、多様な人々が、世界共通の課題である持続可能性の視点を持ちながら、身近な地域課題等に取組む「持続可能な開発のための教育」(ESD)活動の全市的な普及を目指します。

## 学校教育における自然環境に視点を当てた教育の推進

自然環境に視点を当てた環境教育として、地域にある川、干潟や海を学習材として児童生徒が生き物に触れることや、観察や水質検査を行うなどの学習に取り組んでいます。生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うために、総合的な学習の時間や学校行事等において、環境局等の関係機関との連携を図りながら、本市のすばらしい様々な自然環境に視点を当てた環境教育を推進していきます。

### 方向性2:自然環境に精通した人材の育成

## 【主な施策】

## ・自然環境サポーター育成事業

自然環境に関連した講座やフィールドワークを通じて、自然環境に対する正しい知識や自然との上手なつきあい方などの習得を目指した市民応援団「自然環境サポーター」を育成しました。今後は、北九州市自然環境保全ネットワークの会などで意見を伺いながら、新たな形で自然環境保全に精通した人材を育成する方法の検討を進めていきます。

#### 基本目標3

自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮

#### (考え方)

生態系サービスを持続可能な形で活用していくためには、本市の豊かな自然環境を適切に保全することが求められます。

自然環境を適切に保全するためには行政だけではなく、市民、NPO、企業などさまざまな主体による取り組みが大切です。さらにこれら主体が連携しパートナーシップによる保全・活用の取り組みを進めることが期待されています。

本市では、自然環境保全に取り組む市民、NPO などの活動支援、適切な自然環境保全の推進や希少種の保全や外来種への対策などの取り組みを行うことで、森・里・川・海などがもつ多様な機能が発揮されるように努めていきます。

#### 方向性1:生態系ネットワークの形成

## 【主な施策】

## ・さまざまな主体による美化活動の一環としての自然環境の保全

本市では、春と秋に広く市民の方に呼びかけて、自然海岸、河川、登山道等を含めた地域の清掃を行っています。また、地域の市民団体、NPO、事業所等でも定期的に、河川、海浜の清掃活動や植樹、花壇の設置など様々な環境保全活動に取り組まれており、今後ともこれらの活動が広がるよう支援します。

## · 自然環境保全活動支援事業

本市では「市民が取り組む自然環境に関する保全活動や普及啓発活動を支援することにより、市民の自主的かつ継続的な活動を推進し、本市の自然環境を守り育む」ことを目的として、自然環境保全支援事業を行っています。

本事業を通じて、自然環境の保全活動や普及啓発活動を行う団体を支援し、 本市の自然環境が守り育まれるように努めていきます。

## 方向性2:地域固有の生態系の保全と利用

## 【主な施策】

## ・曽根干潟の保全と利用

曽根干潟(小倉南区)は、希少な動植物が生息する場所として、また、多様な生物が生息する生態系が成り立っている価値の高い干潟として、全国的にも重要な干潟であり、干潟の変化を出来る限り把握し、科学の目をもって状況の変化に対応していくことが必要であると考えています。

本市では、独自のモニタリングを行うとともに、環境省「モニタリングサイト 1000」 事業の調査結果の情報収集を図ることで環境保全に努めていきます。

#### ・平尾台の保全と利用

平尾台は草原状の石灰岩台地で、北九州国定公園の指定を受けており、学術的にも貴重な自然環境が残されています。「平尾台自然観察センター」、「平尾台自然の郷」などの施設や関係機関との連携を図りながら、①原自然の保全と修復、②地域住民の定住化と地域振興、③自然型観光拠点づくり、など広い視点からの平尾台の自然の保全に向けた取り組みを実施していきます。

#### 方向性3:希少種の保全及び外来種の対策

#### 【主な施策】

## ・希少動植物の保護・保全対策の検討

希少種の保護・保全を図るためには、開発、土地利用、捕獲・採取等による直接のインパクトを避けることが第一の条件です。

本市では、収集した動植物の生息・生育状況に関するデータを事業部局に提供し、希少種を含む本市の自然環境の現状に関する理解を深めていくとともに、 本戦略の趣旨の周知に努めていきます。

#### 外来種に関する実態把握

外来種の問題に対応するため、本市は環境省九州地方環境事務所が主催する「九州地方外来対策連絡会議」に参加し、外来種の分布等の基礎情報についての情報収集を行い、本市における外来種に関する体制の構築を検討するとともに、今後の外来種対策に役立てていきます。

#### 基本目標4

人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維持

#### (考え方)

本市は工業都市、産業都市としての発展を遂げてきました。

一方、本市には平尾台、曽根干潟といった固有の自然環境が数多くあります。加えて、地理的には響灘や周防灘に囲まれ、市域面積の40%を森林が占めるなどの様々な生態系が存在します。

都市基盤整備を行う上では、本戦略の基本理念である

「都市と自然との共生 ~豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち~」の実現のために、地域の自然環境等に配慮するだけでなく、生態系サービスが損なわれることがないよう、回避、緩和、代替措置などミティゲーションの実施についても意識する必要があります。

また、新たな取り組みとして間伐材、建設廃材等のバイオマス資源を市内のバイオマス発電に活用することで、竹害防止、資源循環、低炭素、そして、地域経済活性化の同時達成に向けた検討も始めたところです。

これらの取り組みを通じて、自然から多くの恵みを感受できる状態が維持される ように努めていきます。

### 方向性1:自然と調和した都市基盤整備の促進

#### 【主な施策】

## ・ビオトープなどの自然共生型地域づくり

「市民と自然との関わり合い」を取り戻す場所として、周辺地域の生態系と調和し、多様性に富んだ生き物の生息空間(ビオトープ)としての水辺づくりを行っており完成した水辺は、憩い安らげる身近な自然として、市民に親しまれていますが、さらに子供たちの環境学習や地域の環境保全活動の場として活用されるよう努めます。

## 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市の中の自然、自然の中の都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」を目的に、「環境首都 100 万本植樹プロジェクト~ (愛称)まちの森」がスタートしました。

"みんなで植えれば 100 万本!"を合言葉に、15 年で 100 万本を目標として市内の植樹を推進します。

## 方向性2:事業の実施に伴う環境配慮

## 【主な施策】

## 環境影響評価制度に基づく環境配慮

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、事業者が事業実施にあたり、あらか じめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義 務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たすもので す。

環境影響評価制度を着実に実施することを通じ、様々な事業と環境との調和 を図り、本市の環境保全に努めます。

### 北九州市環境配慮指針の活用推進

環境保全意識の高まり等から、開発事業において環境保全への適切な配慮が求められるようになってきています。本市では、事業者が開発事業を行うに当たり、環境保全への配慮を検討する際の手引きとして「北九州市環境配慮指針」を策定しています。

北九州市環境配慮指針の活用を図ることで、開発事業における環境配慮の促進に努めます。

## 基本目標5

自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

#### (考え方)

希少種や外来種だけになく、身近な生き物などの生息情報を収集、整理したうえで把握することは、自然とのふれあいの推進や自然環境の適切な保全、自然から多くの恵みを感受できる状態を維持するにあたって重要な役割を果たします。こうした生物情報は、データベースに蓄積しておくことで、自然環境の変化をいち早く捉えることができ、早急な対策を講じることが出来ます。

これら生物情報は事業の実施に際して事前に環境影響を回避するために役立つなど多くの利用価値があります。

生物情報を整備するにあたっては、行政による調査だけでなく、市民参加による 生き物生息調査なども行うことで市内の生態系の把握に努めます。また、得られた 情報は環境アセスメントの保全対策など広く活用することも今後も継続して検討し ます。

### 方向性1:自然環境調査の実施とデータベースの構築

## 【主な施策】

#### 実態把握の推進

市内には身近な環境でありながら、多種多様な生き物が見られる場所が多数 存在しています。市民、NPO、行政が一体となって、動植物などの生育・生息状 況を調べ、保全・活用の方針を検討していきます。

### GIS を用いた自然情報データベースの充実と維持管理

平成 15~16 年度に、これまでに市内で得られた動植物分布情報を収集し、「自然環境情報GISデータ」としてデータベース化を行いました。また、平成 26 年度には県のレッドデータブックの更新やアセスメントに伴う自然環境調査により得られた内容を含めたデータベースの更新を行いました。

今後は、動植物分布情報などの自然環境情報を一元的・効率的に管理など、情報の受け皿として、「自然環境情報GISデータベース」の構築を検討します。

## 方向性2:市民参加による自然環境情報の収集

## 【主な施策】

## ・市民参加による自然環境調査

響灘ビオトープには、環境省のレッドリストで絶滅危惧 I A 類に指定されたベッコウトンボが多数生息しています。調査については自然ネットなどで方法の検討を行い、平成25年度から調査を開始しました。

今後も市民参加型の調査を継続し、ベッコウトンボの生息環境保全に役立てていきます。また、他の種に対しても市民やNPO、専門家と行政が連携して自然環境調査に取り組む手法を検討します。

# 第4部 戦略の推進に向けた数値目標

本戦略の基本目標の達成状況や基本政策の推進状況を評価するため、本戦略の数値目標を以下のとおり定めます。

## 基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

番号	項目	単位	目標値(年度)
1	本市が取り組む環境学習プログラムとしての エコツアー参加人数	人	6,500 (2020)
2	響灘ビオトープのガイドツアー参加人数	人	4,000 (2020)
3	自然環境体感ツアーの参加人数	人	500 (2019 累計)

## 基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

番号	項目	単位	目標値(年度)
1	小学生の環境体験科における響灘ビオトープ活 用数	校	25 (2024)
2	響灘ビオトープのガイドツアー参加人数【再掲】	人	4,000 (2020)

## 基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮

番号	項目	単位	目標値(年度)
1	自然環境保全に取り組む団体への支援件数	件	10 (2024)
2	「北九州市自然環境保全ネットワークの会」参加	人	約 2,000(2024)
	団体等が開催する自然環境保全活動参加者数		

# 基本目標4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維持

番号	項目	単位	目標値(年度)
1	環境首都 100 万本植樹プロジェクトによる植樹本数	本	1,000,000 (2024 累計)
2	市街地(市街化区域)の緑の確保	%	9.5 (2020 累計)

## 基本目標5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

番号	項目	単位	目標値(年度)
1	ベッコウトンボ市民調査実施回数	□	3 (2020)
2	曽根干潟における生物調査の実施	口	4 (2020)

# 第5部 戦略の推進のために

## 1 主体ごとの役割

本戦略の目標の実現のためには、行政だけでなく、市民、NPO、事業者など、それぞれの主体が協働して取り組むことが重要です。それぞれの主体には自主的、積極的に、以下のような役割や取り組みが期待されます。

## (1) 市民の役割

- ・生物多様性の重要性の知り・考えることが期待されます。
- ・生物多様性の保全活動等を通じて、本戦略の推進への協力が期待されます。

## (2)NP0 等の役割

- ・市民に対し、生物多様性の教育や啓発活動を率先して実施すること期待されます。
- 生物多様性についての調査を行い、実態を明らかすることが期待されます。
- ・生物多様性に関する様々な活動を通じて、本戦略の推進する役割が期待されます。

## (3) 事業者(行政の事業部局を含む)の役割

- ・事業の実施に際して、生物多様性の保全への配慮が期待されます。
- ・生物多様性の保全活動等を通じて、本戦略の推進に協力することが期待されます。

## (4) 行政の役割

- ・市民、NPO、事業者等が必要とする生物多様性に関する情報を発信し、生物多様性の重要性を広めます。
- ・市民、NPO、事業者などの自主的な生物多様性の教育、啓発活動、保全活動等を支援します。
- ・市民、NPO、事業者などとの連携を図りつつ、本戦略を総合的に推進します。

### 2 財源の確保

本戦略の推進のために、個別の事業ごとに必要な予算の確保を図ります。

### 3 本戦略の進行管理と評価

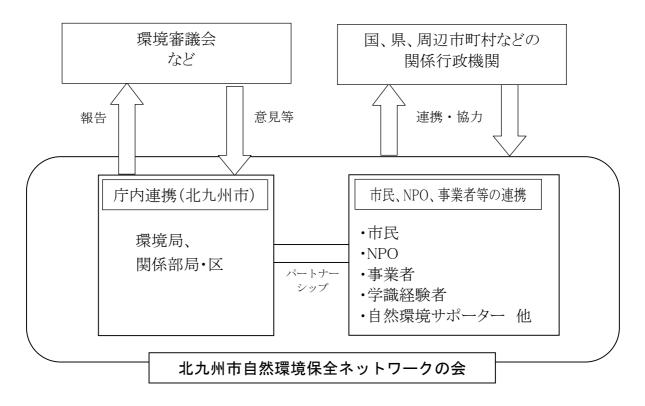
本戦略を効果的に推進し、戦略の目標を達成するためには、本市の各部局の連携の みならず、市民・NPO、事業者、学識経験者など、様々な連携が必要です。

このため本戦略の推進における進行管理は、市民・NPO、事業者、学識経験者及び市で構成される「北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)」が担います。その際、自然ネットの体制を強化・拡充するため、改めて市民・NPO、事業者等の幅広い参加を呼びかけることとします。加えて、必要に応じて国や県など関係行政機関とも緊密に連携し

ていきます。

また、本戦略の状況を評価するに当たっては第4部の数値目標を活用し、総合的に評価を行います。評価状況については月1回開催される自然ネットの運営会議で議論を行うと同時に必要に応じて他の組織などにも意見を求めます。

さらに、年1回本戦略の進捗報告を環境審議会等に行います。これらを通じて PDCA サイクルを適切に回すとともに、必要に応じて戦略を柔軟に見直すこととします。



本戦略の推進体制